一七二　外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件　特88　三〇　五五

○特許庁

一一　登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件　八　五

一二　特定登録調査機関の先行技術調査業務を行う事務所の所在地を変更する件　八　五

一三　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第五十条第六項の規定に基づく光ディスク　二六　七

○国土交通省

九四〇―九四三　砂防法第二条の土地を指定する件　二　四

九四四　直轄砂防工事を施行する件　二　五

九四五―九四七　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二　五

九四八　登録基幹技能者講習の登録をした件　二　六

九四九　都市計画に関する件　五　三

九五〇　登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示　五　191　五一

九五一　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　七　五

九五二　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件　七　五

九五三　一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件　七　五

九五四　一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件　七　五

九五五　水先人に免許を与えた件　七　六

九五六　高速自動車国道に関する件　七　六

九五七―九六二　道路運送法施行規則第五十一条の十八の運行管理の責任者の講習を定める告示　七　193　三六

九六三　自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示　七　193　三七

九六四　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　八　五

九六五　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　八　194　三三

九六六　規制が適用される時間並びに航空交通情報の提供に関する業務を行う機関を定める告示の一部を改正する件　八　194　三四

九六七　船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件　九　九

九六八　船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件　九　一〇

九六九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件　九　一〇

九七〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件　九　一〇

九七一　砂防法第二条の土地を指定する件　九　一〇

九七二　砂防法第二条の土地を指定する件　九　一〇

九七三　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九　195　一〇

九七四　砂防法第二条の土地を指定する件　九　195　一一

九七五―九七九　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　九　195　一一

九八〇―九八一　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　一一

九八二―九八四　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　一三

九八五　地すべり防止区域を指定する件　一四　一四

九八六　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一四　一四

九八七　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　一四　一四

九八八　船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件　一四　一六

九八九　特殊貨物を収納する海上コンテナの質量の確定方法等を定める告示の一部を改正する告示　一四　一六

九九〇　旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断及び講習の実施機関より業務の廃止届出があった件　一四　一七

九九一―九九四　建築基準法第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件　一四　198　二〇

九九五　高速自動車国道に関する件　一六　五

九九六　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　五

九九七　測量に関する専門の養成施設の登録をした件　二〇　六

九九八―一〇〇〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二二　六

一〇〇一　砂防法第二条の土地を解除する件　二二　七

一〇〇二　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二二　七

一〇〇三　運輸審議会件名表に登載された件　二二　203　二〇

一〇〇四　低騒音型建設機械の指定に関する件　二二　203　二三

一〇〇五　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　二二　203　二四

一〇〇六　自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示　二二　203　二五

一〇〇七　租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第八項第一号チの規定に基づく書類を定める件の一部を改正する件　二二　203　二七

一〇〇八　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二六　204　一三

一〇〇九　都市計画に関する件　二七　六

一〇一〇　水先人に免許を与えた件　二七　六

一〇一一　水先人に免許を与えた件　二七　六

一〇一二　水先人に免許を与えた件　二七　六

一〇一三　水先人に免許を与えた件　二七　六

一〇一四　水先人に免許を与えた件　二七　六